

# 令和7年度ひょうごケア・アシスタント推進事業実施要領

## 1 目的

この要領は、介護現場への多様な人材の参入を促進し、介護人材の確保を図るとともに、介護業務に接する機会がない地域住民（一般県民）が自分に適した就労の機会を得つつ介護業務の体験ができるよう、介護保険施設や在宅介護サービス事業所等（以下「受入施設・事業所」という。）において「ひょうごケア・アシスタント推進事業」（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

## 2 定義

本事業における用語の定義は以下のとおりとする。

### (1) ケア・アシスタント

受入施設・事業所において雇用され、試用的に介護の周辺業務または身体介護（補助）業務に従事する者をいう。

### (2) 周辺業務

介護業務のうち、配膳、掃除、洗濯、ベッドメイク、話し相手、見守り（安否確認）、レクリエーション補助等の業務（排泄介助、入浴介助等の専門的な知識を必要とする業務を除く。）

### (3) 身体介護（補助）業務

介護業務のうち、排泄介助、入浴介助、食事介助等の専門的な知識を必要とし身体に直接触れる業務。またはその補助業務。

## 3 事業内容

本事業の内容は以下の（1）、（2）とする。

### (1) 全体広報

制度の概要等を記載したリーフレットの作成、及び新聞広告、チラシ等による事業周知を図る。なお、広報の実施にあたっては、別途設置する福祉のしごとコーディネーターとの連携を図る。

### (2) 受入施設等補助事業

受入施設等がケア・アシスタントを受け入れるために要する費用の一部を補助する。

## 4 実施主体

一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会、一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会、一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟、兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会（以下「事業者団体」という。）、県内の介護保険施設や在宅介護サービス事業所等

## 5 受入施設等補助事業の内容

### (1) 対象者

本事業のために新たに雇用された地域住民（一般県民）※年齢不問

### (2) 必要な資格

「周辺業務」は、資格不問。

「身体介護（補助）業務」は、有資格者（資格取得見込者）とする。

(3) 受入施設における業務内容

No.	業務内容	概要
1	ケア・アシスタントの受入準備	ケア・アシスタントの受入のため、ケア・アシスタントが担う業務の整理（介護職員との業務の切り分け）や内部研修（あらかじめ受入施設・事業所内の介護職とケア・アシスタントがそれぞれの役割を十分に認識するための研修）、研修実施計画の作成等を行う。
2	候補者募集に向けた広報の実施	県、市町、事業者団体等において案内の一斉PRを行う。 また、受入施設・事業所においても地元の媒体やHP等を活用して、積極的にPRする。
3	候補者に対する説明会	申込みのあった候補者に対して、必要に応じて事業に関する説明会（1～2時間程度）を開催する。 ※個別に説明することも可。
4	面接及び雇用に関する条件提示	候補者に対して面接を実施し、条件が合った場合は、業務内容や業務時間、賃金等を明記した雇用に関する条件を書面で提示する。
5	導入前研修の実施	ケア・アシスタントに対して、施設・事業所職員として従事するために必要な心得等を修得するための研修（2～3時間程度）を行う。 ※具体的には、介護業務に従事するにあたって最低必要な知識として、感染症予防や個人情報保護、介護現場の理解（施設内各所の機能紹介）等
6	OJT研修の実施（試用的な雇用）	ケア・アシスタントに対して、ケア・アシスタントとしての業務を行うために必要なOJT研修を研修実施計画に定めた期間実施する。 ケア・アシスタントが従事する業務は、周辺業務または身体介護(補助)業務とする。

#### (4) スケジュール

時期		内 容
介護保険施設等	在宅介護サービス事業所等	
～4月下旬	～4月下旬	○事業参加施設・事業所を募集。参加の際は、実施協議書を提出。 ○研修実施計画の検討など本事業の実施に向けた準備開始
5月～9月	5月～9月	○ひょうごケア・アシスタント募集広報 1) 県、市町、事業者団体等による広報 (リーフレット作成・各所への配布、広報誌への掲載) 2) 受入施設・事業所周辺へのポスティング、HP等を活用した広報 ※実施協議書に記載した募集予定人数に達しない場合は随時追加募集 ○ひょうごケア・アシスタント募集説明会 各受入施設・事業所で必要に応じて説明会を開催 ※希望者からの申込み後、受入者決定し、導入前研修の実施 ※希望者に個別に説明会を実施することも可能
～12月	～3月	○ひょうごケア・アシスタントの受入、OJT研修実施(試用的な雇用) 任意の期間(標準モデル3か月)を設定してOJT研修実施 ※周辺業務等に従事する試用的な雇用の終了後、受入施設・事業所からケア・アシスタントに希望を確認し、希望に応じて引き続き勤務できるよう調整 ※募集予定人数に達しない場合は随時追加募集 ○各受入施設・事業所から補助金申請書兼実施計画書の提出(9月頃) ○事業者団体から県へ交付申請書の提出(10月頃)
1月	3月下旬	○各受入施設・事業所から実績報告書兼精算書等の提出
2月	4月	○事業者団体から県へ実績報告書の提出
3月	5月	○補助金の支払い

## (5) 申請書類の流れについて

### ① 実施協議書の提出

ア 受入を希望する施設・事業所は、「ひょうごケア・アシスタント推進事業実施協議書」(様式1)を提出。

イ 「ひょうごケア・アシスタント推進事業実施決定通知書」(様式2)を交付。交付があった施設・事業所はケア・アシスタントの募集や受入を実施。

### ② 補助金申請書の提出

「ひょうごケア・アシスタント推進事業補助金申請書兼研修実施計画書」(様式3)を提出。

### ③ 実績報告書等の提出

ア 「ひょうごケア・アシスタント推進事業実績報告書兼精算書」(様式4)、「請求書」(様式5)及びケア・アシスタント参加者名簿(様式6)を提出。

イ 実績報告書の確認後、受入施設・事業所に補助金の支払い。

※ただし、県に書類を提出する事業者は、補助金申請と実績報告について、兵庫県福祉部補助金交付要綱に定める様式を使用する。

## (6) 書類の提出先

以下の事業者団体に所属又は関係のある施設・事業所

提出先	提出元 (以下のサービスを提供する施設)
<u>一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟</u> 〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 神戸市立総合福祉センター内2階	神戸市内の特別養護老人ホーム、 デイサービス、ショートステイ、養護老人 ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)
<u>一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会</u> 〒650-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内	神戸市内を除く特別養護老人ホーム、 デイサービス、ショートステイ、養護老人 ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)
<u>一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会</u> 〒650-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内	介護老人保健施設
<u>兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会</u> 〒651-2181 神戸市西区曙町1070 兵庫県立総合リハビリテーションセンター内	在宅介護サービス事業所 (訪問介護、デイサービス及び定期巡回サ ービス事業所等)

### 上記に該当しない施設・事業所

提出先
兵庫県福祉部高齢政策課 介護人材対策班 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

(7) 補助金額

① 受入施設・事業所経費

(対象経費)

- ・近隣重点広報：ポスティング費用、募集チラシ作成費、地域求人誌掲載料 等
- ・研修教材等：テキスト購入費、資料作成費、消耗品（エプロン、名札等）等

(補助率) 10/10

(補助額の積算方法) 次のアとイの合計

ア 1施設・事業所あたり上限4,000円

イ ケア・アシスタント1名との雇用につき上限2,000円

※所要経費に対して補助を行うため、上限に満たない場合、  
補助額＝所要経費（千円未満切捨て）。

②研修期間中のケア・アシスタントの経費

(対象経費) 賃金、通勤交通費

(補助率) 1/2

(補助額の積算方法) 1人あたり次のア～ウの計算式にて積算（千円未満切捨て）。

ただし、研修時間は、1人あたり上限108時間とする。

ア 周辺業務に従事した場合

補助額＝

$$(1,052 \text{円} \times 9 \text{月までの研修時間} + \text{R}7.10 \text{改定後最賃} \times 10 \text{月以降の研修時間})$$

イ 身体介護(補助)業務に従事した場合

$$\text{補助額} = \text{上限 } 1,150 \text{円} \times \text{研修時間} \times 1/2$$

※所要経費に対して補助を行うため、時給1,150円未満の場合、

$$\text{補助額} = \text{「契約額(時給 } 1,150 \text{円未満のもの)} \times \text{研修時間} \times 1/2\text{」}$$

ウ 通勤交通費を支給した場合

$$\text{補助額} = \text{上限 } 10,000 \text{円} \times 1/2$$

※通勤交通費の支給額が10,000円未満の場合、

$$\text{補助額} = \text{「実際の通勤交通費 (10,000円未満のもの)} \times 1/2\text{」}$$

附 則

- 1 この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

## 留意事項 (Q &amp; A)

区分	質問	回答
1	既に雇用している職員は補助対象になるのか。	補助対象は、今回新たに有期雇用された者です。このため、受入施設が属する法人が運営する介護サービス事業所又は施設において、受入事業実施のために有期雇用の解除や配置転換等をされた者は対象外となります。 なお、ケア・アシスタントは、国の見解や他県の取り扱いを踏まえ、基準配置職員としてはカウントしない取り扱いとします。
2	ケア・アシスタントの受け入れ人数に上限はあるのか。	受け入れ人数、補助対象人数ともに上限はありません。
3	研修実施は施設職員の対応でよいのか。	主に施設職員による実施を想定しています。 また、外部から講師を招いて研修を実施しても差し支えありません。
4	受け入れ時には、雇用契約を結ばないといけないのか。	ケア・アシスタントは、有期雇用労働者の位置づけとなります。 このため、労働基準法第15条において、労働条件を書面で明示することとされています。 このため、業務内容や業務時間、賃金等を明記した雇用に関する条件を書面で用意することが必要です。
5	受け入れにあたり、健康診断の実施義務はあるか。	労働安全衛生法上の義務はありません。
7	県外在住の人をケア・アシスタントとして採用しても補助対象になるか。	県外在住の人であっても、補助対象になります。
8	身体介護（補助）業務に従事できる有資格者の資格は何にあたるか。	介護職員初任者研修（旧：訪問介護員養成研修 2級）以上の資格を想定しています。
9	広報や物品の購入に際して、領収書は必要か。	実績報告を提出する際、履行確認のため領収書の写しの提出が原則必要ですので、領収書の取得、保管をお願いします。 なお、補助の対象となるのは、当該事業の実施のために、本年度に購入したものに限りです。
10	説明会開催の結果、ケア・アシスタントの雇用に繋がらなかった場合でも、説明会経費（上限 4,000 円）は請求の対象となるか。	対象になります。ただし、所要経費に対して上限 4,000 円で補助を行うため、上限に満たない場合、補助額は所要経費までとなります（千円未満切捨て）。
11	OJT研修（試験的な雇用）の時間に制限はあるか。	OJT研修は標準モデルを参考に合計 100 時間程度の時間が確保されるよう計画し、希望者に提案してください。

		<p>また、ケア・アシスタントの職場への慣れや負担を考慮して、OJT研修期間は3か月を標準としてください。</p> <p>その際、従事者の負担や意向に配慮し、概ね日中の時間帯（8:00～19:00 目処）としてください。</p> <p>&lt;標準モデル&gt;</p> <p>1日3時間、週3日勤務、3か月（計108時間）</p> <p>※補助対象となる研修時間は上限108時間</p>
12	OJT研修期間の延長や短縮を行ってもよいか。	<p>OJT研修期間については、標準モデルを参考に原則3か月（計100時間程度）の実施を希望者に提案し、その意向も確認しつつ決定してください。</p> <p>ただし、研修開始後、ケア・アシスタント本人から、早期にOJT研修を終了し通常の勤務に変更したい等の希望があった場合や、所定の時間数の研修を実施することが困難な事情が生じた場合は、研修期間を短縮しても差し支えありません。</p> <p>延長については、事業計画により実績報告の前月まで延長を可能とします。（施設12月、在宅3月）</p> <p>ただし、インフルエンザの感染予防の観点から、施設内で行う研修は12月末までに終わるようにしてください。</p> <p>なお、延長の場合も活動経費の補助上限時間に変わりはありません。</p>
13	OJT研修期間の1日の勤務時間は何時間でもよいか。	<p>本事業は、幅広い年齢層の地域住民（一般県民）が介護業務の経験を得つつ、自分の意欲・事情等に適した就労に従事することを目的としています。</p> <p>このため、研修時間の標準モデル例（1日3時間、週3日、3か月）も参考としつつ、施設の事情により過度な負担となる働き方とならないよう、留意して下さい。</p>
14	時給は最低賃金を超えて上乗せしてもよいか。	<p>最低賃金は補助基準の設定にあたって参考としました。このため、地域の状況や法人の方針等に応じて独自に時給を上乗せして設定していただいて問題ありません。</p> <p>なお、上乗せの場合においても、活動経費の補助額に変わりはありません。</p> <p>&lt;例&gt;時給1,100円で上限の108時間で研修（周辺業務）を行う場合、活動経費の補助額は56,000円となります。</p> <p>（最低賃金で108時間研修を行う際と同額）</p> <p>1,052円/時（※）×108時間×1/2  =56,000円（千円未満切り捨て）</p> <p>（※）10月以降の研修はR7.10改定後の最低賃金</p>

15	通勤交通費の補助基準額10,000円とは、1ヶ月の通勤費の基準額か。	1ヶ月ではなく、補助対象の研修期間全期間中の通勤交通費の総額に対する補助基準額です。
16	インフルエンザ予防接種費用は計上可能か。	平成30年度にインフルエンザの集団感染が問題となったことから、施設系の補助期限を12月末にしています。この趣旨を踏まえて可能とします（受入施設経費の補助対象経費として計上）。
17	ケア・アシスタント受入にあたり、感染対策が必要となるが、説明会で使用する消毒液や採用者が使用する感染対策防止のための消耗品は対象にできるか。	新型コロナウイルス感染症の感染防止のための消耗品は補助の対象とします。ただし、体温計等の備品、ケア・アシスタント受入以外の用途でも使用するもの、他の補助金で計上しているものは対象外です。